人事異動

内　閣

○文部科学大臣臨時代理解職
　国務大臣　海江田万里
文部科学大臣高木義明帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十二月十三日）

法　務　省

（堺区検察庁副検事）副検事　福岡　幹夫
大阪区検察庁副検事に配置換する
（大阪区検察庁副検事）同　長谷川　功
堺区検察庁副検事に配置換する（以上十二月十三日）

群　馬　県

○公安委員会委員任命
横田英二委員は、十二月二日任期満了し、同月三日次の者が任命された。
公安委員会委員　関口　隆幹

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、熊本労働局の関係事業主を代表する者新田浩三の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 22 年 12 月 16 日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、熊本労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成22年12月28日

4　推薦書及び添付書類提出先　熊本労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月十四日（火）

○一般案件

一、社会保障改革の推進について（決定）（内閣官房）

機械受注統計調査報告（平成 22 年 10 月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成17年４月調査より、日本標準産業分類の改訂（平成14年10月施行）に準拠して、需要者の産業分類等を変更した。表章については、平成22年４月調査より、従来の移行期表章分類から新表章分類へと移行した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成21年10～12月	22年1～3月	4～6月	7～9月	22年7月	8月	9月	10月
受注総額	53,425	58,247	55,988	62,207	20,104	22,070	20,033	21,364
	(8.0)	(9.0)	(−3.9)	(11.1)	(5.7)	(9.8)	(−9.2)	(6.6)
	〔 −5.8〕	〔 17.4〕	〔 23.7〕	〔 24.8〕	〔 23.4〕	〔 38.4〕	〔 16.6〕	〔 22.9〕
民需	25,095	25,854	24,955	29,212	9,070	11,304	8,838	8,761
	(0.6)	(3.0)	(−3.5)	(17.1)	(7.7)	(24.6)	(−21.8)	(−0.9)
	〔 −10.1〕	〔 0.2〕	〔 −2.0〕	〔 15.3〕	〔 14.7〕	〔 32.2〕	〔 4.4〕	〔 5.4〕
〃（船舶・電力を除く）	20,904	21,514	21,589	23,662	7,663	8,435	7,565	7,457
	(1.1)	(2.9)	(0.3)	(9.6)	(8.8)	(10.1)	(−10.3)	(−1.4)
	〔 −14.0〕	〔 −1.8〕	〔 3.3〕	〔 13.0〕	〔 15.9〕	〔 24.1〕	〔 4.2〕	〔 7.0〕
製造業	7,994	9,129	8,342	9,357	3,101	3,490	2,766	2,803
	(16.8)	(14.2)	(−8.6)	(12.2)	(10.1)	(12.5)	(−20.7)	(1.4)
	〔 −17.3〕	〔 29.2〕	〔 13.2〕	〔 34.3〕	〔 39.8〕	〔 50.8〕	〔 19.6〕	〔 4.2〕
非製造業（船舶・電力を除く）	12,956	12,471	13,192	14,499	4,532	4,909	5,058	4,616
	(−7.9)	(−3.7)	(5.8)	(9.9)	(8.1)	(8.3)	(3.0)	(−8.7)
	〔 −10.8〕	〔 −15.0〕	〔 −2.4〕	〔 2.3〕	〔 3.5〕	〔 10.1〕	〔 −3.3〕	〔 6.2〕
官公需	6,683	6,861	6,845	7,146	2,351	2,589	2,207	2,421
	(−17.0)	(2.7)	(−0.2)	(4.4)	(−1.3)	(10.1)	(−14.7)	(9.7)
	〔 −0.8〕	〔 −1.9〕	〔 −4.8〕	〔 −10.1〕	〔 −19.2〕	〔 −4.5〕	〔 −8.3〕	〔 13.4〕
外需	19,635	22,275	22,806	23,919	7,995	7,697	8,227	9,544
	(26.7)	(13.4)	(2.4)	(4.9)	(2.6)	(−3.7)	(6.9)	(16.0)
	〔 −0.9〕	〔 72.2〕	〔 94.2〕	〔 54.1〕	〔 50.2〕	〔 68.9〕	〔 47.5〕	〔 51.5〕
代理店	2,183	2,356	2,408	2,457	781	912	763	724
	(9.0)	(7.9)	(2.2)	(2.0)	(−1.8)	(16.8)	(−16.4)	(−5.1)
	〔 −13.0〕	〔 12.6〕	〔 32.4〕	〔 22.1〕	〔 21.0〕	〔 35.8〕	〔 11.3〕	〔 2.8〕
（参考）	23,326	24,796	23,542	27,390	8,520	10,788	8,082	8,173
民需（携帯電話を除く）	(0.7)	(6.3)	(−5.1)	(16.3)	(5.9)	(26.6)	(−25.1)	(1.1)
	〔 −8.9〕	〔 2.9〕	〔 1.2〕	〔 16.1〕	〔 16.1〕	〔 33.8〕	〔 4.3〕	〔 5.3〕